

## 御代田町宅地開発事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、御代田町内の未利用地の宅地開発により、定住人口の増加を図るとともに良好で持続可能なまちづくりを推進するため、宅地を開発する者に対し、御代田町宅地開発事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 分譲用宅地 町内に新たに一戸建て住宅用地を分譲することを目的として造成される一団の土地で、別荘及び共同住宅を除く通年居住する造成地をいう。
- (2) 宅地を開発する者 町内に分譲用宅地の供給を目的とした開発事業を行う者とする。
- (3) 宅地開発事業 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第4条第12項に規定する開発行為を伴う事業で、分譲用宅地として第三者に販売提供する目的で行うものをいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる宅地開発事業は、次の各号を全て満たす事業とする。

- (1) 分譲用宅地の面積が3,000平方メートル以上であること。
- (2) 令和4年4月1日以後において、次のいずれかに該当すること。
  - ア 都市計画区域内における宅地開発事業において、法第29条の規定により開発行為の許可を受けたこと。
  - イ 都市計画区域外における宅地開発事業において、御代田町環境保全条例施行規則（平成元年御代田町規則第15号）第16条の規定により分譲用宅地として不勧告通知を受けたこと。
- (3) 御代田町開発指導要綱（平成2年御代田町告示第10号）第4条第1項に規定する区画面積の基準を満たしていること。
- (4) 一戸建ての住宅（併用住宅を含み、共同住宅を目的とするものを除く。）を建築するための分譲用宅地であること。
- (5) 分譲用宅地内の自然環境の保全及び植生の回復等を図るため、積極的に植樹すること。

(6) 法、御代田町環境保全条例（平成元年御代田町条例第3号）及び関係法令等の基準に適合していること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、一区画50万円とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、宅地開発事業の完了検査に合格した後は、御代田町宅地開発事業補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は前条による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めた時は、御代田町宅地開発事業補助金交付決定通知書（様式第2号）（以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 補助金の交付は、次の各号に掲げる交付額の区分に応じ、当該各号に定める年数に分割して行うものとする。

(1) 1,000万円以下 1年

(2) 1,050万円以上3,000万円以下 2年

(3) 3,050万円以上 3年

（補助金の請求）

第8条 補助金の交付を請求しようとするときは、御代田町宅地開発事業補助金交付請求書（様式第3号）（以下「交付請求書」という。）を町長に提出するものとする。

2 補助金の交付が複数年にわたる場合は、会計年度ごとに交付請求書に交付決定通知書の写しを添付して、町長に提出するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定を取り消し、御代田町宅地開発事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 関係法令等及び本要綱に違反したとき。

(3) その他町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをしたときは、申請者に既に交付した補助金を町長の定める期日までに返還を命じるものとする。

3 前項に規定する返還命令は、御代田町宅地開発事業補助金返還命令書（様式第5号）により行うものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

御代田町宅地開発事業補助金交付申請書

年 月 日

御代田町長 様

住所  
申請者  
氏名

御代田町宅地開発事業補助金の交付を受けたいので、御代田町宅地開発事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 開発区域の地名地番

2 補助金交付申請額 円

様式第2号（第6条関係）

御代田町宅地開発事業補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

御代田町長

印

年 月 日付けで申請のあった、御代田町宅地開発事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、御代田町宅地開発事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

開発区域の地名地番	
補助金交付決定額	円
	(1年目) 円
	(2年目) 円
	(3年目) 円

様式第3号（第8条関係）

御代田町宅地開発事業補助金交付請求書

年 月 日

御代田町長 様

住所  
申請者  
氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の決定通知のあった御代田町宅地開発事業補助金について、御代田町宅地開発事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

開発区域の地名地番	
補助金交付決定額	円
補助金の既交付額	円
今回交付請求額	( 年目) 円
添付書類	補助金交付決定通知書の写し

フリガナ 口座名義	
金融機関	
本支店名	
預金種別	
口座番号	

様式第4号（第9条関係）

御代田町宅地開発事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

御代田町長

⑨

年 月 日付けで申請のあった、御代田町宅地開発事業補助金について、下記の事由により取消しましたので、御代田町宅地開発事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 開発区域の地名地番

2 補助金交付取消額

円

3 取消の事由

様式第5号（第9条関係）

御代田町宅地開発事業補助金返還命令書

年 月 日

様

御代田町長

⑨

年 月 日付け 第 号で補助金の額を決定しました  
御代田町宅地開発事業補助金について、御代田町宅地開発事業補助金交付要  
綱第9条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

1 開発区域の地名地番

2 返還金額 円

3 返還期限 年 月 日